

令和 2 年 8 月 27 日
国立国会図書館

図書館関係の権利制限規定の見直しに関する意見

I 現行制度の下での運用等の実態

1. コピーサービスの運用実態

(1) 館内複写 約 130 万件/年（うち、紙資料が約 70 万件、電子資料が 60 万件）

- ・来館者に対し、当館の所蔵資料・一部の契約電子ジャーナル等の複写物を提供。
- ・職員等が、著作権法上の複写要件を審査の上、複写作業を実施し、申込者に複写製品（紙）を引き渡す。
- ・複写要件に係る審査以外の複写事務（料金の徴収を含む。）を非営利団体に委託。

(2) 遠隔複写 約 30 万件/年（枚数ベースの比で、6（紙資料）：1（電子資料））

- ・利用者からのインターネット又は郵便等を通じて行う申込み（来館不要）を受け付け、郵便又は宅配便で複写製品（紙）を引き渡す。対象資料は（1）と同じ。
- ・図書館の申込みも可能であり、その実績は 30 万件中 6 万件程度。
- ・手続の流れ及び複写事務の委託については、概ね（1）と同様。ただし、複写製品を発送するため、複写料金に加え、数百円程度の発送事務手数料を徴収。

2. 絶版等資料の送信サービスの運用実態

(1) 国内への送信 承認館数 1189 館、閲覧 約 30 万回/年、複写 約 12 万回/年

- ・約 149 万点のデジタル化資料が、当館のデータベースを通じて、参加承認を受けた図書館（承認館）内の端末にて利用（承認館により、閲覧のみが可能な場合と複写も可能な場合とがある。）できる。
- ・当館で対象資料につき 3 段階の除外手続の実施（入手困難性の要件審査）
 - ①入手可能性調査（民間の在庫情報データベース等を用いて入手可能性を調査）
 - ②事前除外（送信対象候補リストを一定期間公開し、除外申出を受け付ける）
 - ③事後除外（送信中の資料リストを公開し、除外申出を受け付ける）

(2) 海外への送信 承認館数 2 館（閲覧のみ） ※利用者への資料提供は未開始

3. 利用者からの制度・運用に関するニーズ

(1) コピーサービス全般

- ・デジタルデータでの複写物の提供（例：サーバーにアップされた複写物を利用者宅にてダウンロード）のニーズがある。
- ・「著作物の一部分」を超える複写へのニーズは非常に高い。例えば、定期刊行物以外の資料（図書扱いの論文集等）で、発行後相当期間を経過したものについて、掲載記事の全部複写が可能となることを望む。

(2) 絶版等資料の送信サービス

ア. 利用者（個人）から

コロナ禍において大学等が閉鎖された状況において、デジタル化資料の臨時的・時限的なインターネット公開ないし公開範囲拡大等の要望があった。

イ. 図書館等から

図書館からは、運用・管理の煩雑さが課題として挙げられることが多い。また、身体障害で来館できない利用者や、コロナ禍によるオンラインでの講義の実施に伴い住まいを遠隔地（実家など）に移転し来館が困難な学生に対して、図書館から複写物を郵送できるようにしてほしいとの要望があった。

さらに、現行法下で参加が可能な図書館等（著作権法施行令第1条の3第1項）以外の施設（企業図書室、中・高等学校図書室など）から、参加の要望があった。

II 制度の見直しについて

1. 絶版等資料へのアクセスの容易化（第31条第3項関係）

(1) 送信の形態

- ・利用目的等を問わず誰でも閲覧可能なインターネット公開が最も望ましい。
- ・インターネット公開できない場合でも、第31条第3項の送信先を、現行の「図書館等」から例えば大学や研究機関に拡大し、送信先が管理するID/PWにより、プリントアウトやダウンロードも可能にするといった方向での検討を望む。地域や大学の図書館ネットワークを活かしつつ、仕組みを拡充していくことこそが重要なのではないか。
- ・利用目的等の面で一定の要件を満たす場合にのみ個人（家庭）に対して送信可能との制度では、当館による要件審査が過重な負担となり、実際上不可能。令和2年6月時点での当館登録利用者（個人）の登録数は約52万件であるが、これを上回る数の個人から申請があっても、研究目的等の要件審査は困難である。
- ・加えて、送信された資料を学校その他の教育機関が授業目的でオンライン配信する等の利用が無償で可能になる方向での検討を望む。
- ・当館は権利制限規定を活用する立場であるため、法改正のみが先行し、専ら当館が利害関係者との調整をするとすると、円滑に進まないことが懸念される。

(2) 「絶版等資料」の内容の明確化及びその担保・確認の徹底

- ・送信できる資料の範囲が現状よりも拡大するような定義の明確化であれば、望むところである。
- ・一方で、結果的に送信対象の縮小につながるような明確化は、利用者にとってサービス低下となるため、反対である。例えば、古書店で入手可能なものも除外する等とした場合、図書館送信対象資料の大半が当館の館内限定公開に変更されるのではないかという強い懸念を持っている。

2. 図書館等でのコピーサービスの拡充（第31条第1項関係）

（1）公衆送信権の制限

- ・資料の貸出しを行っていない当館としては、公衆送信権の制限規定の追加を強く希望する（第31条第3項後段についても同じ。）。
- ・FAX やメールでの送信に限定せず、データ化された複製物を利用者が自宅等からダウンロードできるような、柔軟な規定を望む。

（2）補償金請求権

- ・新たに補償金制度を導入する場合、現行法下で権利制限規定に基づき、無償での利用が認められている部分についても補償金の対象とすることには慎重な検討を要する。
- ・（1）による新たな権利制限や「一部分」を超える複製について補償金制度を導入する場合、実務上の運用が可能なシンプルな仕組みとすることが重要であるため、制度設計に際しては十分に協議させていただきたい。
- ・また、補償金の額は、利用者が許容できる額（それを負担してでも新たな権利制限を利用したいと思える額）にとどめることが重要である。

（3）電子出版等の市場との関係

- ・電子出版等の市場の利益を不当に害しないようにしつつも、新たな権利制限規定の実効性を損なわないような調整を望む。

3. その他関連する課題

（1）「一部分」要件の取扱い

- ・発行後相当期間を経過した定期行物以外の資料（図書扱いの論文集等）等について、「一部分」の要件を柔軟化する方向で見直すことについては、望むところ（上述（I-3（1）2点目）のとおり）。
- ・電子出版物（主にパッケージ系電子出版物）についても「一部分」の定義が明確化され、実効的なプリントアウトサービスが提供可能となることを望む。

（2）その他

- ・孤児著作物は図書館送信対象となっているものも多く、今般のコロナ禍を踏まえ、当館としても著作権処理を進めてインターネット公開を推進したいと考えていることから、孤児著作物の利用の容易化についての検討を望む。具体的には次のとおり。
 - 裁定申請に必要な「相当な努力」は、文献やデータベースによる調査及びウェブサイト等による公開調査までとし、関係機関（データベースを持たない著作権管理事業者、著作者団体、学術団体、出版社、著作者の勤務先等）への照会は省略する。
 - 二次利用を希望する第三者が申請する裁定手続を簡素化する（自動的な補償金算定、ウェブ等による申請及び供託等により軽微な利用申請への対応）。